

なお、平成18年度の次世代育成支援対策施設整備交付金については、現在、市町村等の要望を踏まえて、市町村の待機児童解消のための努力を考慮するなど適切な評価となるよう見直しを行っており、整い次第、協議通知を发出したいと考えている。

また、アスベスト対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、今年度実施の「社会福祉施設等における吹き付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」において、「ばく露のおそれがある場所」を保有していると回答した施設のうち、未だ措置状況が「措置予定」となっている施設については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう引き続き指導をお願いするとともに、除去工事等に際しては、飛散防止に留意のうえ、子どもの安全対策に万全を期すようあわせて指導願いたい。

4 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案の概要」について

(1) これまでの検討の経緯等

平成18年度からの本格実施が閣議決定されている「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年12月に中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、その基本的な在り方について審議のまとめを行い、平成17年12月には総合施設モデル事業評価委員会において、現在実施している総合施設モデル事業の職員配置、施設設備、教育・保育の内容等の評価について中間まとめ（別紙1参照）が行われたところである。

今般、これらの検討を踏まえ、幼稚園や保育所等における小学校就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定を受けた施設に対する特例措置を講じるための所要の法律案（別紙2・別紙3参照）を今通常国会に提出し、本年10月から実施することを予定している。

(2) 制度の趣旨

我が国の就学前の子どもに対する教育・保育については、

- ①満3歳からの子どもを対象に1日4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、
- ②保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所

により担われてきたところである。

このように幼稚園と保育所は、その目的及び役割を異にしており、それぞれの社会的ニーズに答えてきたものであるが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育ニーズは以下のように多様化しつつある。

- ①少子化が進行し、子どもや兄弟の数が減少する中、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足している。特に地方では、保育所・幼稚園別々では子ども集団が小規模化し、また運営も非効率な状況がある。
- ②保護者が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園となり、保護者の就労の有無で利用施設が限定されるため、就労形態が多様化する中、就労を中断あるいは再開しても継続して利用することができない
- ③都市部を中心に2.3万人もの保育所待機児童が存在する一方で、幼稚園の利用児童はこの10年間で10万人減少しており、既存施設の有効活用による待機児童の解消が求められている。
- ④核家族化の進行や地域の子育て力の低下を背景に、幼稚園にも保育所にも通わず、家庭で0～2歳の子どもを育てている者への支援が大きく不足している。

今般の制度は、このように就学前の教育・保育に対するニーズが多様なものとなっていることにかんがみ、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものである。

(3) 制度の枠組み

総合施設の制度の枠組みとしては、幼稚園、保育所等のうち、

- ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能
- ②地域における子育て支援を行う機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場を提供する機能を備える施設について、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受けることができる仕組みを設けるものである（別紙4参照）。

この「認定こども園」については、利用者の選択に資するよう、「認定こども園」との表示を義務付けるとともに、認定を受けた施設以外の施設による名称の使用を制限することとしている。

こうした「認定こども園」の認定を受ける施設としては、地域の実情に応じて選択が可能となるよう、総合施設モデル事業の実施類型と同様に4つの類型、すなわち、

①幼保連携型（幼稚園と保育所が合築等されており、両者が連携し一体的な運営を行うことで総合施設としての機能を果たすタイプ）

②幼稚園型（幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えることで総合施設としての機能を果たすタイプ）

③保育所型（保育所が保育に欠けない子どもも保育するなど幼稚園的な機能を備えることで総合施設としての機能を果たすタイプ）

④地方裁量型（幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ）

を認めることとしている（別紙5参照）。

このように制度の枠組みとしては、幼稚園でも保育所でもない第三の施設類型として総合施設を設けるのではなく、総合施設として果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所等がその機能を保持したまま認定を受ける仕組みとしている。

その上で、職員配置等の具体的な認定基準も、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める指針を参酌して都道府県の条例で定めることとし、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能としているが、一方で、子どもに対する教育・保育の質の確保の観点から、国の財政措置は幼稚園・保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととしている。

すなわち、財政措置については、

①幼保連携型は、幼稚園と保育所の双方の補助の組み合わせ

②幼稚園型は、従来どおり幼稚園の補助制度を活用

③保育所型は、従来どおり保育所の補助制度を活用

④地方裁量型は、国の財政措置はなく、地方自治体の一般財源で対応することとしている。

なお、保育所型は、保育所が保育に欠けない子どもを受け入れるものであり、その結果、地域における保育の実施に支障を生じる可能性もある。このため、保育所型の認定に際しては、保育に欠けない子どもの受入数が地域の保育需要の予測に照らして適当であるか否かを都道府県知事が判断し、5年以内の認定の有効期間を設定することとしているが、利用者の視点からは認定こども園として安定的な利用が確保されることが望ましいことから、保育の実施に支障が生じるおそれがない限りは原則として有効期間を更新する仕組みとすることとしている。

(4) 認定権者について

総合施設の認定は、都道府県知事が行うこととしているが、保育所の認可権限が教育委員会に委任されている等の場合には教育委員会が行うこととしている。

また、総合施設は教育・保育を一体的に行う機能を備えるものであることから、その認定は幼稚園・保育所双方の認可権限を有する都道府県知事が行うこととし、いわゆる大都市特例は適用しないこととしているが、保育所の認可等については大都市特例が適用されていることを踏まえ、

- ①都道府県知事が保育所を総合施設として認定する場合には、当該保育所の認可権限を有する指定都市又は中核市に協議するとともに、
- ②都道府県による認定基準の策定に際しては、指定都市又は中核市の意向に配慮されたい。

(5) 「認定こども園」の認定基準について

職員配置や施設設備、教育・保育の内容といった「認定こども園」の認定の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める指針（以下「国の指針」という。）を参酌して都道府県の条例で定めることとしている。

この国の指針については、今月中を予定している総合施設モデル事業評価委員会の最終まとめを踏まえ、文部科学省・厚生労働省の両省で策定することとしている。

(6) 「認定こども園」の認定を受けた施設に関する特例措置

以上のような認定制度を設けた上で、認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から以下のような特例措置を講じることとしている

①幼保連携型の場合の財政上の特例（別紙6）

幼稚園の施設整備費及び運営費は、いずれも原則学校法人のみが助成対象とされているが、幼保連携型の認定こども園の場合には、社会福祉法人立の幼稚園も助成対象とする。

他方、保育所の施設整備費は、社会福祉法人等のみが助成対象とされているが、幼保連携型の認定こども園の場合には、学校法人立の保育所も助成対象とする。なお、保育所の運営費は、従来から学校法人立保育所も助成対象とされているが、幼保連携型の認定こども園の場合には、幼稚園と保育所の合計定員が現在の認可基準である60人に達する場合には、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認め、助成対象を拡大することとする。

②認定こども園の認定を受けた保育所に係る利用手続きの特例 (別紙7)

現在、幼稚園は利用者と施設との契約により利用されているが、保育所は利用者と市町村との契約により利用され、利用料も市町村が決定する仕組みとなっている。

認定こども園は、保育に欠ける子どもだけでなく、保育に欠けない子どもも利用する施設であることから、利用者にとって分かりやすい利用手続きとなるよう、認定こども園の認定を受けた保育所（以下「認定保育所」という。）については、利用者と施設との契約により利用することとし、利用料も基本的に施設で決定することとする。

なお、この場合においても、配慮が必要な利用者の利用の確保等の観点から、以下の仕組みを採ることとしている。

- ①保育に欠ける子どもに該当することの確認は市町村が行う。
- ②保育所は、正当な理由がない限り、①の確認を受けた子どもの入所を拒んではならない。
- ③入所希望者が多数に上る場合の入所児童の選考は施設が行うが、公正な方法で行う。その際、母子家庭や特別の支援を要する家庭の福祉に配慮する。
- ④保育料は施設が定めるが、現行制度と同様に、保育の実施に要する保育費用を勘案するとともに、家計に与える影響を考慮して定める。
- ⑤保育所は、④の保育料を定めたときは、市町村長に届け出る。
- ⑥この届け出られた保育料が④に適合しないときは、市町村長は、その変更を命ずることができる。
- ⑦市町村は、保育の実施に要する費用から保育料に相当する額を控除した額を支弁する。

(7) その他

総合施設については、所要の法案を通常国会に提出し、本年10月1日からの施行を予定しているが、本制度の施行に際しては、各都道府県においては、総合施設の認定基準の策定等の準備が必要となる。

より具体的かつ詳細な制度の内容等については、全国保育関係事務担当者会議等を通じて順次情報提供することとしているが、教育・福祉の両面にわたる様々な準備に際し、自治体内での教育関係部局や教育委員会、都道府県知事と保育所認可権限を有する指定都市・中核市、都道府県と各市町村との密接な連携が必要となることに配意いただきたい。

総合施設モデル事業の評価について（中間まとめ）の概要

1 総論

- ・ 総合施設は、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えるもの
- ・ 総合施設モデル事業は、①幼稚園と保育所が連携した型、②幼稚園が機能を拡充させた型、③保育所が機能を拡充させた型、④幼稚園・保育所のいずれの認可もない型、の4類型で実施
- ・ 総合施設の機能の質を確保する必要があることから、職員配置などについて一定の指針が必要。

2 職員配置及び職員資格について

		職員配置	職員資格
0～2歳		保育所と同様	保育士資格
3～5歳	共通の時間	学級単位(担任を配置)	幼稚園教諭 } 両資格併有が望ましいが、片方の資格のみの保有者も排除せず
	長時間児	個別対応が可能な体制	

3 施設設備について

- ・ 基本的には幼稚園・保育所のいずれの基準も満たすべき
 - 調理室については設置が望ましいが、既存施設については調理室の整備が困難な場合もあり、外部搬入方式を認める場合には、子どもの状態に応じた対応等につき、一定の条件付けが必要。
 - 運動場についても同一敷地内か隣接が望ましいが、近隣の公園などを運動場とすることを認める場合には、地域環境等一定の条件付けが必要。

4 教育・保育の内容

- ・ 総合施設の教育・保育の内容や運営に関するガイドラインを定めることが適当

5 子育て支援について

- ・ 子育て支援は総合施設の必須の機能とすべき

総合施設モデル事業の評価について（中間まとめ）

平成17年12月9日

総合施設モデル事業評価委員会

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、昨年末にその基本的な在り方について審議のまとめを行い、本年4月からモデル事業を実施しているところである。

本委員会においては、この総合施設の来年度からの本格実施に向けて、現在、全国35か所で実施しているモデル事業について、その職員配置、施設設備、教育・保育の内容等の評価を行ってきたが、3回にわたる議論を踏まえ、これまでの議論の整理を行うこととした。今後、教育・保育の内容などについてさらに議論を重ね、本年度末までに最終的なとりまとめを行う予定である。

1 総論

- 総合施設については、「審議のまとめ」において提言されたとおり、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもの人間形成の基礎を培い、また、保護者や地域の子育て力を高めるために各種の支援を行う施設であるべきである。こうした理念を踏まえれば、総合施設は、親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供する機能とともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えるものである。
- また、「審議のまとめ」において提言されたとおり、総合施設は、こうした機能を備えたサービス提供の枠組みであり、積極的に施設の新設を意図するものではない。
- 現在、モデル事業は以下の4類型で実施されている。
 - ① 幼保連携型（幼稚園と保育所が連携し一体的な運営を行うことで総合施設としての機能を果たすタイプ）
 - ② 幼稚園型（幼稚園が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ）
 - ③ 保育所型（保育所が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ）

④地方裁量型（幼稚園・保育所のいずれの認可もないが、地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ）

- 総合施設については、こうした多様な種類の施設があり得るので、地域の実情に応じて住民が選択して利用できる施設となることが期待されるが、いずれの類型をとった場合でも子どもの健やかな育ちを中心におき、総合施設に求められる機能の質を確保する必要がある。

このため、以下のような評価を踏まえつつ、地域の実情に応じた適切・柔軟な対応が可能となるよう、一定の指針を策定することが必要である。

2 職員配置について

- 0～2歳児については、保育所と同様に8時間程度利用する子どもが典型的な利用者と考えられるところである。

モデル事業実施施設からは、「保育所と同様の職員配置を現に行っている」、あるいは「こうした配置が本来望ましい」との回答がほぼすべてのモデル事業実施施設から得られている。これを踏まえれば、保育所と同様の職員配置とすることが望ましい。

- 3～5歳児については、0～2歳児の場合とは異なり、幼稚園と同様に4時間程度利用する子どもと保育所と同様に8時間程度利用する子どもが同時にいることを踏まえた配置とすることが適当である。

また、すべてのモデル事業実施施設において学級が編制されているところである。子どもの発達段階上、3～5歳児の場合は、子ども同士の集団による活動が中心となることを踏まえれば、総合施設における3～5歳児の4時間程度の共通の時間については、学級を単位とし、学級ごとに職員を確保することが適当であるが、8時間程度利用する子どもの中には登降園時刻が異なることも想定されるので個別の対応も必要であると考えられる。

- また、教育・保育の質の確保・向上を図るための日々の指導計画の作成や教材準備、研修等に必要な時間の確保については、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置など、施設ごとに様々な工夫により対応されていた。

また、総合施設においては幼児教育・保育・子育て支援等多様な業務が展開されるため、施設職員に対し園内・園外研修の幅を広げることが望まれる。

3 職員資格について

- 0～2歳児については、幼稚園にとってほぼ未経験の分野であり、多くのモデル事業実施施設においても保育士資格を有する者が配置されている。こうした状況を踏まえれば、0～2歳児については、保育士資格を有する者が従事することが望ましい。
- 3～5歳児については、モデル事業実施施設においては、教育・保育を担当する職員の7割が幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している。特に学級担任は両資格の併有者がほとんどであるが、保育所型の施設を中心に保育士資格のみを有する者を充てている施設もある。一方、幼稚園教諭免許のみを有する者が長時間保育に従事している施設もある。こうした状況を踏まえると、3～5歳児については、両資格を併有することがより望ましいことはもちろんであるが、常に両資格の併有を義務付けるのではなく、学級担任には幼稚園教諭免許を求め、8時間程度利用する子どもの保育を担当する者には保育士資格を求めることを原則としつつ、他方の資格のみを有する者を排除することのないよう配慮することが望ましい。

4 施設設備について

- 園舎、保育室、運動場の広さについては、ほぼすべてのモデル事業実施施設が幼稚園・保育所のいずれの基準も満たしているところである。こうした状況を踏まえれば、基本的にはこれら双方の基準を満たすべきと考えられるが、既存施設が総合施設になることが困難とならないような対応が必要である。
- 給食についてはすべてのモデル事業実施施設が実施しているが、乳幼児の食事についてきめ細やかな対応を図り、食育を推進する観点から、調理室についてはその設置が望ましい。しかしながら、既存施設が総合施設になる場合、調理室を整備することは困難な場合もある。こうしたことから、モデル事業実施施設の中には外部搬入方式により給食を実施している施設もあるが、一部の施設については子どもの年齢に応じた給食の提供等の面できめ細やかな対応が行われていない状況も懸念されており、子どもの育ちに悪影響がないよう、十分な配慮が望まれる。従って仮に外部搬入方式をとることを認める場合でも、調理機能、栄養面、衛生面、個々の子どもの年齢・発達や健康状態に応じた対応等につき、一定の条件付けが必要と考えられる。

- 運動場についても施設の同一敷地内にあるか隣接しており、専ら施設による利用が可能なものであることが望ましいが、モデル事業実施施設の中には、近隣の公園などを活用することで遊び場を確保している施設もある。こうした近隣の公園などを運動場とすることを認める場合でも、運動場としての機能を果たし得るかどうかなどという観点から、施設を取り巻く地域環境等一定の条件付けが必要と考えられる。
- なお、低年齢児、特に0・1歳児は幼稚園にとって未経験の分野であり、遊具などを含め、幼稚園の施設設備を総合施設としてこうした子どもの利用に供する場合には、子どもの安全や発達の特徴を考慮した環境の確保に特に留意する必要がある。

5 教育・保育の内容について

- 利用時間の相違や幼稚園児・保育所児の別にかかわらず一貫したカリキュラムが必要であると考えられ、多くのモデル事業実施施設においてもこうしたカリキュラムを既に用いている。
従って、総合施設における教育・保育の内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえながら、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なることなどの総合施設に固有の事情も盛り込んだ総合施設の教育・保育の内容や運営に関するガイドラインを定めることが適当であると考えられる。
- その際、同年齢保育と異年齢保育の両方を施設それぞれの工夫で適切に組み合わせていくことが望ましい。
- また、小学校教育と適切に連携を図ることが必要である。
- 併せて、総合施設における教育については、受験などを念頭に置いた知識の獲得を先取りするような、いわゆる早期教育を推進するものではないことについて周知していくことが求められる。

6 子育て支援について

- ほぼすべてのモデル事業実施施設が何らかの子育て支援を実施しているが、その利用者からは「親子とも友だちをつくることができた」「職員への相談や、母親同士の会話を通じて子育ての悩みが解消された」など肯定的な評価が極めて多い。
このように、園児のみならず、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て

て家庭に対する支援の充実が求められており、子育て支援は、地域の様々な人々の参加も得つつ、総合施設が自ら取り組むべき必須の機能とすべきである。この際、「審議のまとめ」において提言されたとおり、単に親の育児を肩代わりするのではなく、親の育児力の向上を支援するものとする必要がある。

- モデル事業実施施設における子育て支援については、各施設で開催日数などにばらつきがあるが、保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制の確保が期待される。

その際、教育・保育に従事する職員が子育て支援に必要な能力を涵養していくことが望まれる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案の概要

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる。

1 概要

「認定こども園」の認定

- 幼稚園、保育所等のうち以下の機能を備えるものは、都道府県から「認定こども園」としての認定を受けることができる。
 - ①教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）
 - ②地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施
- （※）職員配置等の具体的な認定基準は、文科・厚労大臣が定める指針を参酌して都道府県が定める。
- 認定施設に対し「認定こども園」との表示を義務付けるとともに、認定施設以外の施設による名称の使用を制限。

「認定こども園」に関する特例措置

財政措置

幼稚園と保育所が一体化した認定施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても、経常費及び施設整備費を助成

（※）認定施設となる場合の保育所認可定員の特例（10人でも可）（政令事項）

利用手続き

認定施設の利用は直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定。

2 施行期日 平成18年10月1日